

# 全国瞬時警報システム業務規程

平成二十二年十二月十五日制定  
平成二十四年三月十六日一部改正  
平成二十四年十一月二十六日一部改正  
平成二十六年三月二十七日一部改正  
平成二十八年三月二十二日一部改正  
令和五年一月十一日一部改正

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この業務規程は、全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）の運用並びに総務省消防庁（以下「消防庁」という。）及び情報受信機関の責務等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第二条 この業務規程において、「情報受信機関」とは、第四条の規定に基づき消防庁から送信された情報の受信（以下「情報の受信」という。）を行うことができる機関で次の各号に掲げるものをいう。

- 一 地方公共団体（地方自治法第一条の三第二項に規定する普通地方公共団体、同条第三項に規定する特別区（以下「特別区」という。）及び同項に規定する組合のうち消防に関する事務を処理するもの（以下「組合」という。）に限る。以下同じ。）
- 二 指定行政機関（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第二条第五号に規定する指定行政機関をいう。）
- 三 指定地方行政機関（事態対処法第二条第六号に規定する指定地方行政機関をいう。）
- 四 前二号に掲げる機関以外の国の機関であって、消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室長（以下「消防庁国民保護運用室長」という。）が認めるもの
- 五 指定公共機関（事態対処法第二条第七号に規定する指定公共機関をいう。）であって、別に定めるところにより、消防庁国民保護運用室長が認めるもの
- 六 指定地方公共機関（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第二項に規定する指定地方公共機関をいう。）であって、別に定めるところにより、消防庁国民保護運用室長が認めるもの
- 七 前各号に掲げるもののほか、消防庁に設置しているシステムの送信・処理能力の範囲内において、住民に対する災害情報の伝達に関する公的役割を有する法人（以下「災害情報伝達法人」という。）として、別に定めるところにより、消防庁国民

保護運用室長が認めるもの

(地方公共団体の受信機の設置場所)

第三条 地方公共団体が受信機を設置することができる場所は、地方自治法第四条第一項に規定する事務所並びに同法第一百五十五条第一項に規定する支庁、地方事務所及び支所並びに消防組織法第九条第一号に規定する消防本部とする。ただし、消防庁国民保護運用室長が認める場合については、この限りでない。

## 第二章 運用

### 第一節 消防庁から情報受信機関への情報の送信

(消防庁から情報受信機関への情報の送信)

第四条 消防庁は、人工衛星及び地上回線を経由して次の各号に掲げる情報を送信する。

- 一 弾道ミサイル情報
- 二 航空攻撃情報
- 三 ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- 四 大規模テロ情報(事態対処法第二十二条第一項に規定する緊急対処事態であることの認定がなされた場合及びそれに準ずる場合に限る。)
- 五 前各号に規定する情報のほか、緊急に住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報
- 六 緊急地震速報
- 七 大津波警報
- 八 津波警報
- 九 噴火警報(居住地域)
- 十 噴火速報
- 十一 気象等の特別警報
- 十二 東海地震予知情報
- 十三 東海地震注意情報
- 十四 震度速報
- 十五 津波注意報
- 十六 噴火警報(火口周辺)
- 十七 気象等の警報
- 十八 土砂災害警戒情報
- 十九 竜巻注意情報
- 二十 記録的短時間大雨情報
- 二十一 指定河川洪水予報
- 二十二 東海地震に関連する調査情報
- 二十三 震源・震度に関する情報

#### 二十四 噴火予報

#### 二十五 気象等の注意報

- 2 前項に掲げるもののほか、消防庁は、次の各号に掲げる情報を情報受信機関へ送信することができる。
  - 一 システム又は機器の試験又は保守管理のために必要な情報
  - 二 J - A L E R Tを用いた訓練を実施するために必要な情報
  - 三 前二号に掲げるもののほか、消防庁国民保護運用室長が必要と認める情報
- 3 消防庁は、次の各号に掲げる場合を除き、常時情報受信機関へ情報を送信することができる体制を維持するものとする。
  - 一 電源設備等の保守点検等により停電する場合
  - 二 システム及び機器の保守点検等のため情報の送信を停止しなければならない場合
  - 三 システム又は機器に障害が発生し送信ができない場合
  - 四 前三号に掲げるもののほか、消防庁国民保護運用室長がやむを得ないと認める場合

### 第二節 情報受信機関における情報の受信等

#### (登録)

- 第五条 情報受信機関のうち、情報の受信及び第八条の規定に基づく活用（以下「情報の活用」という。）を行おうとするものは、あらかじめ、別記様式第一号に必要事項を記入した書類（その作成に代えて、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を消防庁に提出し、情報の受信及び情報の活用を行う情報受信機関として登録を求めなければならない。この場合において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び組合（都道府県が加入するものを除く。以下同じ。）にあつては、当該市町村又は組合を区域に含む都道府県を経由して、指定地方公共機関にあつては、当該指定地方公共機関を指定した都道府県を経由して、災害情報伝達法人のうち一の都道府県の区域において事業を営む法人にあつては、当該都道府県を経由して提出するものとする。
- 2 第一項の求めを受けた場合、消防庁は、提出された書類に不備があるときを除き、当該情報受信機関を、情報の受信及び情報の活用を行う情報受信機関として登録するものとする。
  - 3 前項の規定により登録された情報受信機関（以下「登録済情報受信機関」という。）は、第一項に基づき提出した書類の内容に変更が生じた場合は、すみやかに、別記様式第二号に必要事項を記入した書類を消防庁に提出し、当該変更の内容を消防庁に届

け出なければならない。この場合において、市町村及び組合にあっては、当該市町村又は組合を区域に含む都道府県を経由して、指定地方公共機関にあっては、当該指定地方公共機関を指定した都道府県を経由して、災害情報伝達法人のうち一の都道府県の区域において事業を営む法人にあっては、当該都道府県を経由して提出するものとする。

(登録の取消し等)

第六条 消防庁は、登録済情報受信機関が、J-A L E R Tによる消防庁からの情報の送信又は他の登録済情報受信機関による情報の受信若しくは情報の活用に支障を及ぼす行為をした場合には、当該登録済情報受信機関に対し、改善措置を講ずるよう求めることができる。

2 前項の求めにかかわらず改善措置が講じられなかった場合には、消防庁は、当該登録済情報受信機関の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定に基づく登録の取消しにより損害が生じた場合において、消防庁はその責任を負わない。

4 消防庁は、登録済情報受信機関が情報の受信又は情報の活用を行わない場合、その登録を取り消すことができる。

(登録済情報受信機関における情報の受信)

第七条 登録済情報受信機関は、次の各号に掲げる場合を除き、情報の受信を行うものとする。

一 電源設備等の保守点検等により停電する場合

二 システム及び機器の保守点検等のため情報の受信を停止しなければならない場合

三 システム又は機器に障害が発生し情報の受信ができない場合

四 前三号に掲げるもののほか、登録済情報受信機関の長がやむを得ないと認める場合

(登録済情報受信機関による住民への情報の提供その他の情報の活用)

第八条 登録済情報受信機関は、前条の規定に基づき受信した情報のうち必要と認めるものを、同報系防災行政無線及びその他の伝達手段（以下「同報系防災行政無線等」という。）を用い住民に提供することその他の住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するための活動に活用するものとする。

(同報系防災行政無線等を用いた住民への情報の提供)

第九条 登録済情報受信機関である地方公共団体(以下「登録済地方公共団体」という。)は、当該地方公共団体の区域に係る第四条第一項第一号から第十一号までに掲げる情報を、自動起動機と接続している同報系防災行政無線等を用いて住民に提供するとき、同報系防災行政無線等の自動起動機を用いた起動（以下「自動起動」という。）を行うものとする。ただし、正当な理由がある場合については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は自動起動を行わないものとする。
  - 一 電源設備等の保守点検等により停電する場合
  - 二 システム及び機器の保守点検等のため自動起動を停止しなければならない場合
  - 三 システム又は機器に障害が発生し、自動起動ができない場合
  - 四 前三号に掲げるもののほか、登録済地方公共団体の長がやむを得ないと認める場合
- 3 登録済地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る第四条第一項第十二号から第十九号までに掲げる情報を、同報系防災行政無線等を用いて住民に提供するときは、同報系防災行政無線等の自動起動を行うことができる。
- 4 第一項の規定に基づき自動起動により住民に第四条第一項第六号に掲げる情報を提供する場合は、次によるものとする。ただし、登録済地方公共団体が当該団体の実情に応じて変更することは妨げないものとする。
  - 一 放送する内容は、緊急地震速報の報知音の吹鳴及び「緊急地震速報。大地震（おおじしん）です。」とする。
  - 二 同報系防災行政無線等の自動起動の条件となる震度の設定は、当該地域において予想震度4以上かつ最大予想震度5弱以上及び長周期地震動階級3以上とする。
- 5 第一項の規定に基づき同報系防災行政無線等の自動起動により住民に提供される第四条第一項第一号から第四号までに掲げる情報の内容は、国民保護に係る警報のサイレンの吹鳴及び情報の種類に応じて別表第一の下欄に定める内容の放送とし、二回以上の範囲内で登録済地方公共団体が定める回数繰り返すものとする。ただし、登録済地方公共団体が、当該団体の実情に応じて、別表第一の下欄に定める内容と異なる内容の放送とするのは妨げないものとする。

### 第三章 責務

#### 第一節 共通の責務

(法令等の遵守)

第十条 消防庁及び登録済情報受信機関は、法令及びこの業務規程並びにこれらに基づき定められた規則等を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第十一条 消防庁及び登録済情報受信機関は、J-A L E R Tに関する事務に従事する職員が職務上知り得た秘密を漏らさないよう、適切な措置を講じなければならない。

(セキュリティレベルの確保)

第十二条 消防庁及び登録済情報受信機関は、システム及び機器について、ハード及びソフトの両面にわたり、必要なセキュリティレベルを確保するため、消防庁国民保護運用室長が定めるところにより、適切な措置を講ずるものとする。

(システム及び機器が正常に作動していることの確認の実施)

第十三条 消防庁及び登録済情報受信機関は、システム及び機器が正常に作動していることを定期的に確認しなければならない。

## 第二節 消防庁の責務

(適切な情報の送信)

第十四条 消防庁は、消防庁に設置しているシステム及び機器を適切に維持管理すること等により、登録済情報受信機関への情報の送信を適切に行う責務を有する。

(J-ALERTの改良の検討)

第十五条 消防庁は、J-ALERTの改良について、計画的に検討するものとする。

2 消防庁は、登録済情報受信機関に対し、J-ALERTの改良に関する情報の提供を行うものとする。

(情報受信機関への助言)

第十六条 消防庁は、登録済情報受信機関が、情報の受信及び情報の活用並びにこれらに関連する事務を円滑に処理できるよう、助言に努めるものとする。

## 第三節 登録済情報受信機関の責務

(適切な情報の受信等)

第十七条 登録済情報受信機関は、当該登録済情報受信機関に設置しているシステム及び機器を適切に維持管理すること等により、情報の受信及び情報の活用を適切に行う責務を有する。

(地上回線への接続)

第十八条 登録済情報受信機関は、受信機ソフトウェアのバージョンアップ、状況に応じた情報伝達の確保、消防庁による稼働状況の把握等のために、受信機と地上回線を接続しなければならない。

(消防庁への報告)

第十九条 登録済情報受信機関は、消防庁の求めに応じ、必要な報告をしなければならない。この場合において、市町村及び組合にあつては、当該市町村又は組合を区域に含む都道府県を経由して、指定地方公共機関にあつては、当該指定地方公共機関を指定した都道府県を経由して、災害情報伝達法人のうち一の都道府県の区域において事業を営む法人にあつては、当該都道府県を経由して報告するものとする。

(住民への周知)

第二十条 登録済情報受信機関は、住民へ情報を提供するに当たり、混乱を招くことのないよう、必要な情報の周知に努めなければならない。

## 第四章 補則

(費用負担)

第二十一条 消防庁から登録済情報受信機関への情報の送信に必要な費用は消防庁が負担する。

2 情報の受信及び情報の活用に必要な費用は、登録済情報受信機関が負担する。

(委任)

第二十二条 この業務規程に規定するもののほか、J-A L E R Tの運用に必要な事項は、消防庁国民保護運用室長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この業務規程は、平成二十二年十二月二十一日から施行する。ただし、第四条第一項第十七号から第二十号の送信する情報に関する規定については、国民保護運用室長が別に定める日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月十六日)

(施行期日)

1 この業務規程は、平成二十四年三月十六日から施行する。

附 則 (平成二十四年十一月二十六日)

(施行期日)

1 この業務規程は、平成二十四年十一月二十六日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十七日)

(施行期日)

1 この業務規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十二日)

(施行期日)

1 この業務規程は、平成二十八年三月二十九日から施行する。

附 則 (令和五年一月十一日)

(施行期日)

1 この業務規程は、令和五年二月一日から施行する。

別表第一（第九条第五項関係）

情報の種類	弾道ミサイル情報	航空攻撃情報	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	大規模テロ情報
音声放送の内容	<p>ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。                      当地域に着弾する可能性があります。                      屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。</p>	<p>航空攻撃情報。航空攻撃情報。                      当地域に航空攻撃の可能性があります。                      屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。</p>	<p>ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。                      当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。                      屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。</p>	<p>大規模テロ情報。大規模テロ情報。                      当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。                      屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。</p>